

# 15世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革

森 正 夫

は じ め に

筆者は、前稿「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」<sup>①</sup>において、明朝の洪熙宣徳年間、15世紀の25年から35年にかけて、時の江南巡撫周忱、蘇州知府况鍾の実施した税糧徴収制度を中心とする諸政策を分析し、この段階における国家と農民との関係を明らかにしようと試みた。その際、徭役労働制度にかんする彼らの政策については、部分的にしか触れることができなかった。従って、方法論上の問題点は別としても、国家と農民との関係を、国家の全収奪体系を通じて明らかにする上で、不十分な点を残していた。本稿では、時期を宣徳5年（1430）から景泰2年（1451）に至る周忱の在任期間にとり（これは宣徳5年から正統7年、1442年迄の况鍾の在任期間を含んでいる<sup>②</sup>）、地域を蘇州府に置いて、明朝国家権力の徭役労働政策の性格を明らかにしようと思う。従って、主題はきわめて限定されたものである。

## I

15世紀の半ばごろから、江南地方では、雑役及び正役の一部をも含む徭役労働わりあての際の戸の査定<sup>③</sup>の基準、乃至直接のわりあて対象として、従前以上に田土が重要視されてきていた。16世紀の前半、太湖周辺の、松江府、嘉興府、常州府において、官田と民田とは、ともに、雑役労働わりあての基準乃至対象とされていたが、官田乃至高率の税糧を徴収される田土に対しては、民田乃至軽率田と比べて、その負担を軽減する慣行が存在していた<sup>④</sup>。このような慣行は、16世紀において、太湖周辺の、所謂官田地帯だけでなく、ひろく、浙東・福建・江西・湖広など、その周辺地域においても確認される<sup>⑤</sup>ところである。この慣行が明代を通じて官田民田の差別がある限り存在していたことは、明実録における洪武年間の雑役労働わりあての一、二の事例に照らしても、嘉靖21年（1542）頃死んだ松江府華亭県の人陸深が、その谿山夜話で当代の一般常識として述べる<sup>⑥</sup>ところによっても明らかである。すなわち、明朝国家権力は、その成立以来民田に比べてはるかに高い税糧徴収率をもつ官田を設定しながらも、官田に対する徭役労働、主として雑役労働の免除・軽減というかたちで、国家の支配下にあるあらゆる田土毎畝あたりの総収奪量のバランスをとり、それに一定の限界を自から引いていたのである。

ところで、当面する15世紀の前半期において、官田に対する雑役労働の免除乃至軽減の実情はどうであったか。

われわれは、こゝで、15世紀末年以降、田土が、銀納化された部分の徭役労働、役銀の直接の賦課対象にまでなった時点と、洪武初から当面する時期、15世紀前半にいたるまでの頃とを比較せねばならないだろう。すなわち、前者においては、すでに官田に対する雑役労働の免除乃至軽減とは、官田を対象とする役銀のわりあての、主として軽減を含んでいるが、後者においては、雑役労働をわりあてるべき戸を査定する際の免除乃至軽減であったと思われる。

永楽初年、すなわち15世紀に入る前後から、かかる免除乃至軽減の慣行は部分的にくずれつつあった。明朝国家は、元来、民田所有者のみならず、官田をのみ「承佃」＝所有する全種官田戸をも、税役徴収の基礎をなす里甲制度の下に把握して里甲正役をわりあてており、従って国家は、官田「承佃」＝所有戸に対する雑役労働わりあての権利そのものを否定したのでなく、逆にそれを保留していた。

ただし、明初の段階では、里長戸を設定するときにも、その「丁産相応」を判断する基準として、その戸の所有田土中の官田、民田の比率乃至有無が問題にされたのではないかと考えられる。たとえば全種官田戸などは「図内に編入して輪当」される際にも、甲首戸として登録され、里長戸クラスがわりあてられる雑役には、甲首戸であるから、という理由で免除乃至減免され場合があったかも知れない。

さらに太湖周辺地帯、とくに蘇松地方では、官田の比重が非常に大きく、明初の官田設置以来、雑役労働の免除乃至軽減の全面的実施を行なうことはもともと困難な条件下にあった。<sup>⑤</sup>これらの点に、免除乃至軽減の慣行が破られ、国家の設定した田土毎畝の総収奪量の明初的限界が拡大していく、内在的な根拠があった。すでに、永楽初年から南直隸の蘇州府、常州府、鎮江府、松江府、浙江の杭州等六府では、本来民田税糧のみを基準とするという慣行のもとにあった、北方への買馬当分の雑役のわりあてが、この慣行を破って、官田税糧をも基準として行なわれるようになっていた。<sup>⑥</sup>洪熙・宣徳頃の蘇州府において、税糧輸送及び他の雑役のわりあてが非常に大きく、正役を通じて課せられてくる種々の雑派も増し、これら雑役労働負担の面からも農民の生産と生活の基盤が動揺させられていたことは、拙稿3・第2章で述べたが、このことは、14世紀の後半に成立した明朝国家が、自から設定した税・役を含む田土毎畝当りの総収奪量の最初の限界を破りつつあったことを示している。そしてまた、このことは、官田制度を中核とする国家の税糧徴収体系を崩壊に導く一つの重要な契機をなしていたのである。

里甲正役を通じて課せられる種々の雑派—主として上供物料—の増大とそれがもたらした状況については、後にも具体的に述べる。<sup>⑦</sup>官田税糧を納入する農民にとって、本来あるべきものでない雑役労働負担が、この期に至って課せられてきたと意識されていたことは、たとえば、宣徳7年(1432)蘇州府下長洲等県の糧長・老人であった徐瑢等が知府況鍾に告げた状が示している。<sup>⑧</sup>

各県の田地低窪、糧額浩大なり、洪武年間、人民官田を佈種し、別に遠運なし、年歳成熟すれば、止だ糧を納むれば勾る、……〔現在では〕、各処の民糧と一般に、遠運に撥派され、加耗もて対支す莫大な官田税糧の漕運は永楽北遷という洪武年間には予想されなかった事態によって起ったものであり、ただちに他の雑役労働の増大をも意味するのではない。しかしながら、少くとも、民田税糧の場合と対比して、官田税糧自体の負担に遠距離漕運労働の負担が加わることが異常な事態であることは確認できよう。宣徳6年当

時、毎戸一人は運糧の労働のためにとられ、「人戸中の単丁なる者、一身糧を運ばば、一戸の田糧、誰に任せん」という事体の見られたことが、況鍾によって指摘されている<sup>⑭</sup>。そして況鍾は、同じ時点で、「別項の雑差使は、別処に比して、尤も重繁たり」とも述べている<sup>⑮</sup>。

もちろん、16世紀にも、官田における雑役労働わりあての軽減という慣行が、その時点の特殊な要請をも考慮しなければならないとはいえ、普遍的に残存していたことは、当面する15世紀前半期においても、明初以来の慣行がなお生きていたという有力な傍証である。事実、宣徳7年(1432)、蘇州府下常熟県の糧長・里長である陸完等は、知府況鍾へのある呈文の中で、民田の例に照らして起科された田土、つまり民田税糧を徴収すべきものとして登録された田土である以上、「水・馬駅站重難差役に当てるべき」であるという見解を述べている。この事例は、彼ら在地の糧長・里長たちが、民田でない官田の場合には、この種の重い雑役労働をわりあてる基準とすべきではないと考えていたことを意味するであろう。また同時に、この事例は、蘇州府では、遠距離漕運労働だけでなく、軽い雑役労働のわりあてに際し、すでに官田が基準とされていたことを示している。

周忱、況鍾らの税糧徴収制度にかんする諸改革は、官田税糧の徴収率の、20~30%削減を軸として、税糧の面から、明初に設定された税・役総収奪量の限界の拡大を、このような歴史的条件の中で、防ごうとしたものであった。しかし、改革は、徭役労働制度の面においてもなされねばならなかった。周忱のこの面における改革を記録する天順2~4年(1458~60)頃の長洲県老人の呈文<sup>⑯</sup>では、周忱の「均徭役」の動機は、次のように述べられているのである。

先蒙巡撫周公、念蘇松税糧繁重、百姓艱難、深惟民情、均其徭役

拙稿3では、税糧の遠距離輸送労働の一定部分が、生の労働の支出から、新たに定量化された附加税糧の支出に改められたことを指摘したが、これは雑役労働負担の質の重要な改革であった。そして徭役労働制の改革は、正役、雑役を通じて、その他の部門についても、そのわりあて方法についても行なわれねばならなかった。

## II-1

宣徳5年(1430)から正統7年(1442)までの13年間、蘇州府に在任した知府況鍾は、徭役労働制度について註記のように、さまざまな政策を実施している。本稿では、とくに、雑役労働わりあて方法にかんするものと、正役として課せられる上供物料のわりあて方法にかんするものとを、当面する時期の徭役労働政策の中でも、もっとも重要なものとしてとりあげていく。

徭役労働のわりあて方法について、蘇州知府況鍾が新しい政策を実施したことは、況太守集所載の同時代人の発言によって明らかである。

七年正月、公再至、禁詞訟之株連者、民無業而遊惰者、以供辦名色・聚斂財賄・實不供官者、以官田作民田盜売者、賦役里中貧富不均者(況太守集卷5・張太史〔洪〕贈太守况公前伝)

再明年(宣徳七年)、又奏二十六事、榜禁又十六條、其間如參拿指揮塩徒、及均徭役、修圩岸、建義役倉、以剰余米折納民麥絹諸稅、又皆他人所畏避、所籌画不到、因而不言者(況太守集続集卷5・縉紳貽贈文翰所収の忠貞録序、宣徳甲寅一9年一蘇州府儒学教授・何濶恭撰)

以上はその一例である。もちろん、これらの発言は、況鍾を蘇州知府に任命した勅諭の、「察其休戚，均其徭役，興利除弊，一順民情」にいうごとき「均徭役」なる常套語の表現をさほど出たものではない。(況太守集・巻5・特賜任蘇州璽書)しかし、われわれは、上の引用文で同時代人のいう「禁賦役里中貧富不均者」「均徭役」の語の置かれた位置から、これが具体的内容をもたない、単なる飾り文句でないことを洞察できる。まさしく、況鍾の「均徭役」は一定の具体的内容をもつものである。同時代の記録、「吏部為遵旨陳聞事」という冒頭をもつ、宣徳十年付の「経進優異政績頭看一宗」(況太守集・巻16・民情部案録三宗所収)に、「本官の前後の奏疏及政績の実拠を將<sup>も</sup>って、按年逐項、後に条具」する中で、以下の一件が見出される。

宣徳七年八月、為除奸革弊事、行属県、将十年坊廂里長、应当巡欄、郷村〔里長〕、应当庫子・斗級・館・膳・防夫等役、小戸甲首、应当夫差、編定冊籍、週而復始、賦役始能均平

この記事は、雑役労働わりあて方法の原則にかかわる政策を示すものとして注目されねばならない。こゝでは、以下の諸点が政策の特徴として指摘されよう。

1. 雑役のうち、坊廂については巡欄、郷村については、庫子・斗級・膳夫・館夫・坊夫等の役を、里長戸にわりあて、夫差を小戸・甲首戸の階層にわりあてたこと。すなわち、こゝでは、雑役の主要な、負担の重い役目を十年里長とよばれる里長戸にわりあて、小戸・甲首戸には、夫差とよばれる純粋に労働力のみを提供する役目をわりあてて、補助的な位置を与えている。
2. 週<sup>めぐ</sup>りて復た始めしむ、とあるように、わりあてに際し、里甲正役と同じく輪番制を採用したこと。なお、この際、輪番の単位が、各里長のひきいる1里甲11戸におかれたことは、ほゞ疑いのない推定であろう。ただこゝでは、輪番が何年おきに行なわれたかは不明である<sup>⑧</sup>。
3. 雑役わりあての冊籍を作成したこと。

以上のように、この政策の重要な性格は、里甲制に内在する、里長戸と甲首戸の階層差にもとづいて、雑役わりあてにおける里長戸の存在を重視し、これまた里甲制に固有の里甲単位の輪番制度を、雑役労働わりあて方法の原則にとり入れた点にある。換言すれば、雑役わりあて方法を、里甲制によって再編成したという点に、この政策の意義を見出すことができるのである。なお、この政策が実施された期間については本稿Ⅲにおいてふれる。

## Ⅱ—2

況鍾の徭役労働制にかんする政策のなかで、もっとも詳細に記録が残されているのは、里甲正役としての上供物料の徴収についてのものである。当面する時期において、上供物料の多種多量な賦課と、その徴収の過程における在地支配層の搾取は、農民に対して深刻な打撃を与えていた<sup>⑨</sup>。

工部をはじめとする中央の各部から、各行政単位の税糧徴収総額を基準に里甲正役の徭役労働

として課せられてくる、従って税糧総額の巨大な蘇州府ではとくに多額となるさまざまな物品（乃至それ相当額の米、布、銀両）の強制徴収<sup>⑨</sup>。この現象は、況鍾の上奏の中で、「買辦軍需顔料等件繁多」<sup>⑩</sup>、「坐派銅鉄・金箔・顔料・油蠟・牲口等項数多」<sup>⑪</sup>、「部派本府採辦物料、与浙江〔布政司全府〕同」<sup>⑫</sup>、「各項軍需顔料科差、重併繁多<sup>⑬</sup>」という表現を与えられている。このような強制徴収が、その徴収の過程における種々の形態の中間搾取と相俟って農民の生産と生活を破壊し、彼らの労働の再生産を不可能にさせ、国家の農民支配を根底からゆるがせようとするものである以上、徴収の項目と総量自体の削減のため、況鍾が努力を払ったのは当然である。そして、宣徳7年6月頃までに、いくつかの徴収項目の解除を許可され、さらには、府下の約4割弱を占めるにすぎず、毎畝税糧徴収率も低く、従って15万余石にしかならぬ民田の税糧総額乃至戸口の総数をのみ基準として「凡百の科徴」を行なうことが許可された<sup>⑭</sup>。しかしながら、この措置も部分的な、一時的な措置にとどまったようである。蘇州を中心とする生産力の高い太湖周辺地帯が国家機構を通じて行なわれる搾取の中心であることには変りなかった。たとえば、宣徳九年七月初六日には、「遣わして物料を採辦せしむることを賜うの璽」が況鍾に下されており<sup>⑮</sup>、そこでは、蘇州での織物の採辦の量と質に対するきびしい注文が付けられている。かかる「科徴」は、それを受けた地方官僚には、「上司の明文、合に供すべき者有らば、又廢すべからざる<sup>⑯</sup>」ものであった。このような状況下では、徴収過程における中間搾取——収解役戸、攬頭、糧長里長、府県官吏らによる——を排除し、負担の不均衡がもたらす「小民日々貧苦を加う」という傾向を阻止して、「軍需顔料、完め易く、官民兩つながらに便なる」べき徴収方法の整備のみが彼らの仕事となる<sup>⑰</sup>。

況鍾は、常熟県知県郭南の要請にもとづき、府下各県の里老に対する諮問を経て、義役倉を設立し、里甲正役としてわりあてられる軍需顔料の徴収方法を改革した<sup>⑱</sup>。況鍾の「請建立義役倉奏」（況太守集・巻9、宣徳9年5月13日。「准通行」と註記がある）は、その内容をこう述べる。

民情の事の為にす。常熟県の申に拠るに、……如し呈を准さるるを蒙むらば、乞うらくは、本県五百三十里を符<sup>⑲</sup>て、秋成の時に於いて、毎甲〔見役里甲を意味する〕、米五十石を出ださしめん。如し甲内実に事故貧乏なる者有らば、各甲首並びに該管里長に於いて、布貨之類を均辦し、米五十石に折せしむ。本県、支取文簿二扇を置立し、印を用<sup>⑳</sup>て鈐記し、各倉場の総収並びに管区糧長に着令して収掌せしめ、毎区、服衆里長一名を選びて、眼同に（立ち会<sup>㉑</sup>て）現数もて収貯せしむ。本県、另<sup>㉒</sup>に総簿一扇を置き、軍需顔料等項の坐派されて県に到るに遇有すれば、時估に照依し、合に用<sup>㉓</sup>うべきの価鈔は、明白に収むる所の米及び貨物を符<sup>㉔</sup>て支撥して買辦し、合に用<sup>㉕</sup>うべきの解人は、各区の現役里長内に於いて選取し、挨次（順次に）、輪流解納せしむ。如し多餘有らば、下年支用し、敷<sup>㉖</sup>らざれば、另<sup>㉗</sup>に均辦を行なわしめん。軍需顔料完め易きを得、官民兩つながらに便なるに庶<sup>㉘</sup>からん。具申して府に到る。

臣（況鍾）問し得たるに、各県里老、俱に、利便なり、民に科詐無からんと称す。如し言を准さるるを蒙むらば、乞うらくは大臣・該部に勅して計議せしめ、着令して、毎県、皆義役倉及び簿を置立し、管印正官をして収掌し、明白に出納せしめられんことを。……此くの如くすれば、則ち科派均平、奸弊頓に革まる矣<sup>㉙</sup>らん。切実の民情に係るに縁<sup>㉚</sup>り、謹しんで題を具し旨を請う。通行を准るさる。

この改革が見役里甲についてのものであることをより明確化するため、況鍾と同時代人であり、蘇州府の人である、張洪の記（弘治常熟県志・卷之二・叙宮室・倉庫・義役倉）をも引用しよう。

上虞郭公世南，常熟知縣為り，深く其の弊を知る。……乃ち其の民に詢いて曰く，吾見役里甲をして，毎里均しく米五十石を出さしめんと欲す。邑五百里，計るに米二万五千石なり。上司に申達し，共に支用せば，一を以て十を科するの弊を免がるるに庶からん。若等に於いて便と為す耶。衆曰く，昔時，甲首，役に応ずること一年，腿に完肌なく，家業蕩尽す。今，米五石を助くれば，則ち十年之安有り。政之善なる者，此より善なるは莫し。

そして、この「記」を載せた弘治常熟県志・卷之二・義役倉の記事自体の説明は、こうである。

宣徳九年，知縣郭南乃ち議し……奏して義役倉を立て，〔徴収した米を〕収貯・支用せしむ。里甲，十年を以て輪転し，一年米を出せば，九年差無し，民咸な之を便とす。乃ち，濟農倉の北に於いて，地七畝を買い倉二十間を置く。

これらの資料が語るところによれば、宣徳9年（1434）、常熟県から提案され、知府況鍾によって蘇州府下全県下に実施された、軍需・顔料などの上供物料徴収方法の改革の特徴は、以下の諸点にあると思われる。

1. 本来「坐辦」として臨時的なものであった軍需・顔料わりあての日常化に則して、わりあての平均額を、毎年、一里につき、米五十石分と、定量化する。
2. その里の中で、十年に一回正役にあたる里甲、いわゆる見役里甲にこの五十石をわりあてるから、各里甲のわりあて回数は改めて十年に一回、一里甲五十石と定期化、定量化される。従って、各里甲内の甲首戸の負担も、十年に一回、米五石と定期化、定量化される。
3. 見役里甲内で、各甲首戸が米五石ずつを出すのに対し、里長戸は、各甲首戸とともに、甲内の事故、貧乏者の負担分の、布・貨代納による処理など、里甲負担分五十石の完納の責任を負う外、順次、買辦した軍需・顔料の輸送と納入を行うという重い負担をもつ。

こうして、義役倉の設置は、従来里甲正役としてわりあてられていた上供物料の徴収量を定量化するとともに、里甲制固有の原則を確認して、徴収を、見役里甲単位で定期化し、同様に里甲制固有の里長戸と甲首戸の階層差にみあった負担の配分を行なったものであった。この政策にも、徭役労働のわりあて方法が、里甲制に依拠して再編成されていることを見出すのである<sup>⑤</sup>。

### Ⅲ

周忱の政策をもとに、15世紀前半の太湖周辺地帯における徭役労働制の改革についてはじめて分析を行なったのは、竈宮谷英夫の、「近世中国における賦役改革」（歴史評論・1—2，3・1946年）であった。彼はいう。

宣徳十（1438）年乃至それ以前に、……さきに田賦の銀納化を断行した江南巡撫周忱は、蘇州・松江地方における徭役の繁雑とわりあての不均状態に対処して、均徭法の徭役改革をはじめて行い、一戸当り三年に一

回之をわり当てることとし、同時に之を銀納に改め、均徭役をわり当てられたものから実際の徭役労働を徴する代りに、一人当り一兩の銀を徴収することとした。……宣徳十年後、周忱の均徭法は、後任の江南巡撫によって一時旧来の方法に戻されたことがあったが、天順年間(1457～64年)になって、地方民の請願を容れて再び均徭法が行なわれることになった。(論文からの引用は、すべて原文のまま、以下も同じ)

竈宮谷は、巡撫周忱の改革を上のように紹介し、徭役の一部銀納化という点で賦役改革史上もつとも重大な意義をもつと彼の規定する均徭法が、全中国で最初に、15世紀前半の蘇州・松江地方で施行された、と強調した。

これに対し、山根幸夫は、「十五・六世紀中国における賦役労働制の改革—均徭法を中心として—」(史学雑誌・60—11・1951年)を発表し、そのなかで、竈宮谷が周忱の改革に関して後世になって編纂された地志—清代の乾隆江南通志、光緒嘉定県志—にもとづき、その改革の特徴を徭役労働の銀納化とし、又、この特徴をもつことから右の改革を均徭法の創行とした点を取りあげた。すなわち、山根は、竈宮谷のごとく、周忱の改革を均徭法と看做すのは速断といわねばならぬ、と批判した。そして山根は、周忱の時代にもっとも接近した1499年刊の弘治常熟県志を引用しつつ、次のように述べた。

宣徳年間(1426—35)、蘇州・松江地方において、江南巡撫周忱は徭役の煩雑と、そのわりあての不均状態に対処する為、次の如き手段を講じた。[……弘治志を引いて……]、とある如く、見役里長を除いた他の非番の里長に、輪番で、順序を定めて、それぞれの資力に応じた徭役をわりあて、甲首はこれに協力すると云った制度が定められた。これは一応徭役制度の整備を試みたものであり、その結果、人民もそれ苦痛を感じなくなったと云うわけである。然し、周忱のこの改革がどれ程徹底して施行されたかは疑問である。

なお、山根は、同じ論文で、江南地方では、天順年間(1457～64)、巡撫崔恭によって均徭法が施行されたことを述べた。山根は、均徭法の特徴として、従来、不定期的にわりあてられていた雑役を、里甲正役と同様、定期的に十年に一度、「甲」単位でわりあてられること、均徭役わりあてのための戸則を決定する基準として、田土(税糧)の多寡が専ら重視されたことを指摘した。

今、使用資料の適否の点については以下の行論で明らかにするとし、これを度外視して両者の観点を整理してみよう。竈宮谷は、「旧中国の封建的農業社会」における賦役銀納化を重視する観点から、15世紀前半、蘇州・松江地方における周忱の改革を均徭法—徭役労働の銀納化として評価する。山根は、中国における賦役労働制の大きな変革期として、15世紀なかごろから16世紀をとらえ、この期において、明初に比較的平均化されていた土地所有の集中化、貧富の懸隔の表面化、明初的「社会経済構造」を基盤とした明初以来の徭役労働制の動揺、それに対応する均徭法の成立、という観点から、いわば、均徭法成立の前史として、周忱による雑役労働賦課の定期化を評価したのである。

本稿の課題に答えるためには、この両者の見解に対する評価を避けてとおることはできないが、そのためにも、まず、周忱の徭役労働制改革にかんする数少ない資料自体に則して、周忱の政策の実体と性格を明らかにすることが要求されるであろう。

宣徳5年(1430)から景泰2年(1451)まで、約三十年間、太湖周辺のデルタ地域一帯の諸府を管轄する総督税糧兼巡撫応天等府、いわゆる江南巡撫としてとして在任した周忱の徭役労働制改革にかんする主な資料としては、私見の範囲で、次の六点があげられる。うち、清代の資料としては、E、Fのほかにも、なお、いくつかの資料の存在が予想されるが、それがかなり後代のものである以上、鼈宮谷、山根の用いたこの二点を清代資料の典型と考えてさしつかえないであろう。

- A 弘治12年(1499年)跋・常熟県志・卷之三・叙官治・差役
- B 正徳元年(1506年)序・姑蘇志・卷十五・田賦・徭役
- C 嘉靖18年(1539年)序・常熟県志・卷二・徭役志
- D 万暦45年(1617年)叙・常熟私志・三卷・叙賦・徭役
- E 乾隆元年(1736年)序・江南通志・卷七十六・食貨志・徭役
- F 光緒六年(1881年)序・嘉定県志・卷四・役法沿革

これら六点の資料は、Aと、B以下の5点との二系統に分類することができる。Aは、山根が用いたもので、叙述の仕方や範囲からみれば、他の諸資料のなかで孤立している。しかし、この弘治常熟県志自体が周忱の離任後約半世紀という時点で作成されており、かつ、宣徳9年序の琴川新志(琴川は常熟の雅名)——すなわち、周忱、況鍾と同時代の人でとくに況の伝記を書いているあの張洪の輯になり、況のもとに常熟知県であった郭南の後序を有する——に直接つづいて出された常熟県の県志であるので、この琴川新志にあるいは記録された周忱の改革の記事をふまえている可能性も想定できる。この弘治常熟県志が、況鍾、郭南の設置した義役倉にかんして、張洪の記をはじめ豊富な資料を含むことも、右の想定を許容させるかもしれない。又、A資料の記事が、賦役の「今例」と対比して、「先撫臣周文襄公忱時役法」をあげるという叙述形式をとっている点からも、かなりの根拠をもつものと考えられる。

B以下の五点は、いずれもその叙述の仕方や基本的内容において同一のものであり、用語自体も共通している。すなわち、C以下は、いずれも、B、正徳姑蘇志・卷十五・徭役の記事の割註としてあげられた「巡撫都御史崔恭劄付」の内容から、その一部を抜きだしたものにすぎない。鼈宮谷英夫が周忱の改革を論ずる根拠となったE、Fは、このBの系譜を引くものである。Fは、明初から均徭の銀力二差があった(これは誤まりである)という記事のあとに、「宣徳十年巡撫周忱復定均徭法」という見出しをつけてB系統の簡略な記事を載せ、「宣徳十年(1438)乃至それ以前に均徭法が施行されており云々」という鼈宮谷の判断を導きだした。又Eは、B、姑蘇志の要約を行なった五点のなかでは、もっとも詳しいものであるが、Bの崔恭の劄付に述べられた周忱の役法改革の内容を均徭法とみなし、「天順間巡撫都御史崔恭做前巡撫侍郎周忱遺法編定均徭」と見出しをつけて記述したため、鼈宮谷の、周忱改革＝均徭法創始という判断のもとになった。そして、さらにまた、この見出した依拠した山根幸夫の、「天順年間、江南地方で、巡撫



崔恭によって均徭法が施行された」という判断を導き出す結果になった。周忱の徭役労働政策の原型に遡るためには、C以下の出発点となった、Bの記事自体に注目しなければならない。正徳姑蘇志は1506年の刊行になり、1499年の跋文ある弘治常熟県志におくれることわずか数年、従って同志と同じく、周忱離任後約半世紀のものである点で、信憑度の高いものとして注目すべきであろう。さらに、B資料の全内容をなす割付の発令者崔恭は、天順2年(1458)6月、周忱の離任後、わずか七年ののち江南巡撫の任につき、同4年(1460)12月まで在任している<sup>69</sup>。又割付引用の長洲県老人の呈文中に、周忱の法の改悪者として紹介されている、汪澹は、正統10年(1445)まで在任した況鍾の三代のちの蘇州知府として、現実に景泰4年(1453)から6年(1455)まで在任したことが確認されている。この割付自体が完全な原内容をとどめているかどうかは不明であるが、そこに現れる官僚たちは、いずれも周忱、況鍾の時代にきわめて近い人たちである。従って、B資料も、Aと同様、かなり信頼できる性質のものといえよう。

それでは、周忱の政策を、A、B二つの資料に依拠して分析しよう。

#### A 差役……国朝、先の撫臣周文襄公忱の時の役法。

歳ごとに各都図の十里正の内、見役並びに催糧の里正を除くのほか、其の餘の里長を以て、年分を定立し、差役に輪発す

運糧に該たる者は、里甲の丁力俱に相応なるを驗し、或いは二里、或いは三里もて、遠糧一船を領運せしむ。里正は稍夫に充て、納戸・各甲首は力を合してともに運ばしめ、内丁力少き者は貼備を出すを聽して、往くを免ぜしむ。其の運船の次遠なる者は、里甲内亦た次を以て領運せしむ。糧長は分ちて部運せしむるのみ。

其の各衙門の隸兵等は、類ね前例に照らして、里正に領充し、甲首に均貼せしむ。衆ければ軽く挙げ易し、民難きを知らず。其の水・馬站夫等の重役は、産の富実なる者を按じて充当す。

今の例は、歳ごとに籍を按じて選差し、里甲を分たず、將つて該年分の上戸上次を輪して京師の遠く難き料解之類に充て、惟だ下下戸のみ役を免ぜす。

其の撥して尽さざるの戸は、毎丁銀を出さしむること若干、官民田は、毎畝銀を出さしむること若干、輕重額の如く官に納れ、以て一歳の公用に應ぜしむ。

南北の運船は、俱に糧長の領運に係る。

Aでは、周忱の時の「役法」が、「今の例」に直接対比され、明朝成立後の唯一のものとして記録されている。この周忱の「役法」、雑役労働わりあて方法の特徴は、おゝよそ次のような点になるだろう。

1. 見役の里長<sup>69</sup>を除くそのほかの里長(非番の、すなわち排年里長)に、担当年次を設定し、輪番で雑役をわりあてる。(引用文の示すようにこゝでは「差役」とは雑役を意味している)。
2. 具体的な雑役のわりあてに際しては、その雑役の種目と各里、従ってあとで述べるように実質的には各里甲の労働力とのつりあいを考慮するほか、重要なことであるが、里長戸と、それより一クラス下の甲首戸によって、任務・負担を区別する。すなわち、里長戸が雑役遂行の責任者となり、実際に重い負担をもち、甲首戸乃至労働力の少ない戸は、その実務の補助者とな

るか、貼備(たしまえ)を出す。このような里長戸と甲首戸との関係は、当然恒常的關係をもたされている一里甲における關係であり、雑役が「里甲」単位でわりあてられていることを意味する。「今の例」に対してまさに「里甲を分つ」ものなのである。

3. 水站夫、馬站夫等のとくに負担の重い雑役は、資産の大きいものを点検してわりあてる。
4. 周忱の時の「役法」の性格を逆にきわだたせる「今の例」の特徴は、毎年、〔冊〕籍を点検し、輪番でその年次に登録された、上戸乃至順位の上の戸、中戸乃至順位の中位の戸という戸等を基準に、雑役の各種目にふさわしい賦課対象戸を選んでいき、(下戸は免除し、)里甲を単位としない(「里甲を分たず」)ことである。

かかる諸特徴にあらわれた周忱の時の「役法」の、すなわち雑役労働わりあて方法のもつ意義は、里甲制と、里長戸・甲首戸という形態に編成されている階層差、及びこの階層差を含む「里甲」という単位を重視し、それに依拠している点である。なお、周忱の時、一部の重役が、資産の豊かな戸にわりあてられていること、つまり里甲制依拠の方法が貫徹していない点を見逃してはならない。

ちなみに、A資料の「其水馬站夫等重役、按産富実者充当」は、宣徳七年三月付、況鍾の請軍田仍照例民佃奏(況太守集・卷八)所載の、常熟県糧里人陸完等の「本県已將前項〔照民田例起科的〕田畝、照數召佃成熟、至今二十餘年、二次造冊、应当水馬駅站重難差役」という発言と照応するものかもしれない。とすれば、産富実者=民田所有者という關係が想定できるとともに産富実者乃至民田所有者が、水馬站夫等の重役にあたるという慣行が裏付けられる。

- B 国朝役制。里長、甲首は黄冊もて造定す。巡攔・斎夫・膳夫・館夫・糧夫・庫子・斗級・門子・防夫・皂隸・祿候・弓□・檢鈔夫・馬夫・水夫・舗司・舗兵は、俱に均徭もて僉点す。〔以下は割註の細字〕

巡撫都御史崔恭の劄付、長洲縣老人の呈に拠るに、先に巡撫侍郎周公の、蘇松稅糧繁重、百姓艱難なるを念じ、深く民情を惟もんみ、其の徭役を均しくせらるるを蒙むる。郷都通縣の排年里長を將つて一應差役に編成す。毎年銀一兩を出さしむ。一年を輪當せしむれば、二年を歇息せしむ。輕重を酌量し、多寡朋合せしむ。冊を造りて官に在らしめ、猶車輪にして転ずるが如し。吏に那移之弊無く、民は輕解完め易きを得。今に至るも、民、去思之念有り。

後、本府知府汪濬の編じて上中下九則之法を作るを蒙る。上戸重役、中戸中役、下戸輕役。然れども其の中以て民を病ましむる者四有り。

九万人戸、付されて胥吏の手に在り、年月拘わる無く、名數定まらず、以て稽考し難く、奸弊生じ易き、一也。

數年の内、消長期し難き、二也。

直部隸兵正副、銀一十二兩を出だし、尚、往廻使用の計られざる有り。中等之家、卒いに収集し難き、三也。今本県、以て九則之冊に従い、戸役を点選す。其の豐盈庫子並びに各倉の斗級は、俱に応に九則之冊内に於いて点選すべきに、今又里長に着して保選せしむ。惟だに重疊錯乱するのみに非ず、而かも且つ奸弊復た生ず。仮とせば、本区人戸王韋関、里長、殷実の人戸を保して紅花鑽銀二兩九錢を納めしめ、則冊内にて、隸兵銀四兩上下を出貼せしめ、以て相照らし難く、重役多難なる者の如き、四也。

蒙り乞うらくは、侍郎周公立つる所の良法に照らして、本県の原造文冊を吊して(とりあげて)詳看せられ、旧に仍つて施行されんことを。参照したるに、呈する所、理有り。合さに本府に割付するを行ない、属

(県)に転じて公に従って査勘し、停当(=妥当)なるを計議し、前件を開立して、定奪施行すべし。

Bにおいては、景泰4年(1453)から6年(1455)の蘇州知府汪済が行なった「上中下九則之法」による徭役労働わりあての不合理を是正するための「良法」として、景泰2年(1451)まで江南巡撫に在任した「周忱立つる所の法」の内容が示されている。この「法」の特徴を、「上中下九則之法」のそれとともに考察しよう。

1. 一県の農村部分全体の、見役でない、非番の里長、すなわち排年里長を対象としてあらゆる徭役労働をわりあてる。(正役にあたらない排年里長にわりあてられる「一応差役」であるから、こゝでは主として雑役のことを問題にしていると見るのが妥当であろう。)
2. 担当年次を決め、輪番制で、三年に一度、徭役をわりあて、実際の役務にあたらせ、同時に銀一両を出させる。
3. 徭役のわりあてに際しては、その項目による負担の軽重を考慮し、それに見あった労働量をふりあてる(「酌量軽重、多寡朋合」をこう解釈する。多寡朋合とは、A資料で「里甲の丁力俱に相応なるを検して、或いは二里、或いは三里というように、丁力と表現される労働力の多寡を組みあわせることであろう。)
4. 周忱の「良法」に対して、民を病ましめるという欠陥をもつ「上中下九則之法」の重要な特徴は次の点であろう。すなわち、全県の戸を上中下九則に位置づけた「九則之冊」を、県衙門の胥吏が運用し、里甲を媒介とせず、里長戸と甲首戸とによる里甲内での負担の調整も行なわないまゝ、県当局から直接各戸に徭役がわりあてられる点であろう。Bの後半では、「里長保選」というわりあて方法が「九則之冊に従う戸役の点選」と二重になる場合が弊害としてあげられているが、この「里長保選」の方法こそ、周忱在任時の「良法」の残存ではないか、と考えられる。

上の諸特徴からして、B資料のいう周忱の「良法」の意義は、里長を対象として徭役労働がわりあてられ、里長が担当の責任を明確に負わされていることにおかれる。このことから、論理的に、かかる「良法」が里甲制及び里長戸と他の甲首戸との階層差と「里甲」という単位に依拠していたことを演繹し得ると考える。

ところで、B資料の、「將郷都通県排年里長、編成一応差役、每名出銀一兩、輪当一年、歇息二年」という部分を、私は、排年里長に輪番で三年に一度徭役労働(雑役としての)をわりあて、当番の里長は種々の役務に従事すると同時に銀一兩ずつを出す、と解釈した。これに対して、甕宮谷英夫のように、「実際の徭役労働を徴する代りに一人当り一兩の銀を出させることにした」という解釈もある。甕宮谷は、周忱による「均徭法」の施行によって「均徭役」のすべてが一時に銀納化されたのではない、と述べているが、E資料に抄録されたB資料のこの部分に対しては、全面的銀納化としか読みとれない解釈をしている。しかし、実際問題として、長洲県の9万人戸が1里110戸の規定によって818里余を形成し8180人の里長がいるとし、毎年その3分の1、2720人の里長が拠出する2720兩で、上級官庁、他地方への仕出も含めて長洲県関係のすべての支出や実務がまかなえるかどうかは疑問である。また、江南では役の銀納化が従来研究されてきた以上に早くからかつ多くの項目で行なわれていた可能性を予想するにしても、15世紀前半の段階では完全な銀納

化は困難であつたらう。又一方、「この銀一両は、いわゆる上供物料・公費の支辨にあてられたのであり、この銀一両はやがて里甲銀として銀納化されていく先駆をなした」という解釈もあるだろう。たが、上供物料に関する同時代の況鍾・郭南らによる義役倉設置の過程を見ても、明らかに正役として見役里甲の負担であつて、排年の負担ではない。そして、B資料では、「一応差役」<sup>あらゆる</sup>のわりあて方法としての周忱の法と上中下九則之法とが比較されているのであるから、この解釈も不可能である。B資料にいう銀一両とは、当時すでに銀両での徴収が慣例となりつつあつた何らかの役目のために用いられたか、宣徳年間、時として排年里長にもわりあてられていた臨時の銀両賦課<sup>⑧</sup>にあてられたものであろう。いずれにせよ、B資料における排年里長の負担を、銀一両の拠出に限定せず、それをも含む雑役各項をわりあてられたものとすべきであらう。

それでは、A、B二点の基本資料における周忱の政策はどのような関係にあるだろうか。この二点における周忱の「法」自体の部分についての叙述は、Aが比較的詳細であるのに対し、Bは非常に簡略であり、一見全く内容を異してかかわりがないかのようである。しかし、上に分析したように、叙述の表面に出ている限りでも、二点における周忱の「法」には重要な共通の特徴が存在する。すなわち、第1に、「上戸上次……某役、中戸中次……某役、下戸免役」乃至「上中下九則之法」という三等九則の戸則により、「里甲を分たず」乃至「九万人戸、付されて胥吏の手に在り」というように、里甲を媒介とせず、各戸に雑役をわりあてる方法とは、はっきりと区別されるものであること。第2に、いずれも、排年里長に対し、担当年次を決め、輪番で定期的に雑役をわりあてるものであること。これらである。従つて、A、B両者の外見上の相異は、一つの「法」に対する叙述の仕方の相異によるものであり、実は相互補完的な性質のものであるとすることができよう。この想定に立つて、周忱の「法」の特徴をつづけて整理しよう。第3に、一里長戸によって代表される一つの里甲がわりあての単位となつており、里長戸と甲首戸という二つの階層によって、任務・負担を区別し、里長戸が正規に任務をにない、主たる負担をもち、甲首戸は補助的な位置におかれる。第4に、具体的な雑役のわりあてに際して、その項目と各里(従つて各里甲)の労働力とのつりあいを考慮する。第5に、水站夫・馬站夫等の、とくに負担の重い役のわりあてについては、例外的に、「産の富実」という別の基準によつて行なう。第6に、排年里長は、担当の年に、わりあてられた雑役に従事するほか、銀1両という定量を拠出する。第7に、排年里長の担当年次は三年に一回である<sup>⑨</sup>。

周忱の政策の基本的性格は、里甲(=1里甲11戸)を媒介としかつ基本単位とし、里長戸を重視してその責任において定期的に雑役労働をわりあてる、というその内容から見て、里甲制度を活用し、雑役労働のわりあて方法を再編成したことにあつたと考えられる。このような性格は、況鍾の整備した雑役労働わりあて方法の性格と一致しており、また正役としての上供物料わりあて方法にかんする況鍾の改革とも共通している。雑役わりあて方法にかんしていえば、況鍾の政策は、周忱の政策の原型となつたか、あるいは周忱の政策のもとに編みだされたか、いずれかであり、その施行期間は周忱の政策と運命をともにしていると考えて、ほゞ誤りないであらう。

周忱の政策は、少くとも蘇州知府況鍾による雑役わりあて方法整備が行なわれた宣徳7年(14

32) 頃から、景泰4～6年(1453～1455)の汪濬の蘇州知府在任期まで続けられたが、この時、「上中下九則之法」の施行によって、一時廃止され、天順2～4年(1458～1460)の巡撫崔恭の在任中に、長洲県老人の進言によって、何らかの形で復活されたものと考えられる。崔恭は、官吏として、「惟だ合理便民を求め」、「蘇松諸府を巡撫し、按部するや、耆老を進ましめて利病を言わしめ、興革を為した<sup>⑤</sup>」と評価されている。B資料では、崔恭が、長洲県老人の呈文を受けて、「呈する所、理有り」と認め、蘇州府に割付し、属県に指示して妥当であるかを計らせた上で施行させよ、と命じているが、あり得ることである。この際、「周忱立つる所の良法」に、実情に則した改訂が行なわれたことも予想される。なお、現在の段階では、A資料にいう「今の例」への移行が、この後いつ行なわれたかは明らかでない。

以上の行論の中から、鼈宮谷の、周忱の改革の本質は徭役労働の銀納化であり、従って彼の規定する意味での均徭法の実施である、という主張には、たしかに雑役担当里長戸からの銀の徴収という重要な事実は認められるものの、かなりの疑問がもたれることは明らかであろう。また、山根がA資料にもとづいて、排年里長に輪番で徭役をわりあてることにした、と周忱の改革の内容を簡潔に指摘したのは、正確であったけれども、山根の疑問にもかかわらず、「周忱のこの改革」が現実性をもち、一定の施行期間をもっていったことは、B資料を通じて明らかである。より大きな問題は、山根が、B資料の系譜を引く清代の乾隆江南通志を用いたことにより、意図せずして、B資料の周忱の「良法」と同じ内容をもって、天順年間(1457～64)、巡撫崔恭が江南地方で均徭法を実施したと述べていることである<sup>⑥</sup>。すなわち、山根によれば、均徭法は、田土の多寡にもとづいて戸則を決定して均徭冊に記入し、その高下に従って雑役をわりあててを、その一つの特質としているのである<sup>⑦</sup>。しかし、実は、崔恭は、長洲県老人の呈文にある周忱の「良法」をふまえてそれを復活したのであり、この周忱の「法」は、B資料のみならずA資料に照らしても、「上中下九則之法」と鋭く対立している。少なくとも長洲県老人の呈文にある周忱の元法自体は、山根の指摘する均徭法の右の特質とは異っているわけである<sup>⑧</sup>。逆に、もし均徭法が周忱の「法」の系譜を引くものであるとすれば、定期的に、甲(役をわりあてられた一里甲)単位で、雑役にあたるという特質についてであろう。

蘇州府をはじめ江南における15,6世紀の徭役労働制改革の過程については、山根の総括的成果を生かしながら再検討を加えねばならない。

## むすびにかえて

15世紀の前半に蘇州府下で行なわれた、周忱、况鍾らによる徭役労働制の改革の内容、及びその特徴は、以上述べてきたとおり、里甲制度に依拠した徭役労働わりあて方法の再編成である。彼らは、田土毎畝の総収奪量の明初的限界の拡大、農民の生産と生活の破壊という事態に直面したが、明初的限界の象徴であるところの、官田に対する雑役の免除乃至減免という慣行の侵害傾

向そのものに対しては、直接手をふれることをしなかった。彼らは、この官田地帯では、主として、多くの全種官田戸乃至官田を主として所有していた農民家族から構成されていたと想定される甲首戸層の負担を、雑役のみならず正役をも含む徭役労働わりあての面からも、実質的に軽減することによって、その慣行を間接的に保存したのであった。あの、彼らの行なった官田税糧徴収率の20~30%削減を中心とする税糧徴収利度にかんする改革も、かゝる甲首戸層の農民家族からの収奪量の無制限な拡大を限定することを意図していたと考えられる。

周忱、況鍾らは、里長戸として在地の社会関係から政治的に編成された支配層と、甲首戸として編成された被支配層との安定した支配従属関係を前提に置き、同時に従来からあった11戸からなる里甲を重視してこれをわりあての基礎単位として設定し、里長戸をわりあての主対象とし、その甲首戸への統率力に依拠して、新政策を実施した。

10世紀、「宋の統一による中央集権の強化」以来、「人民の差役は、実は地方財政を農村地主が役という形で賄ってきたものである」といわれる<sup>③</sup>。そして、14世紀後半に成立した明王朝の「賦役」わりあての基準は、「丁糧の多寡と産業の厚薄」であり、従って、農村においては、土地所有額の多い農民により重い項目をより多数わりあてるのが、「其の力を均しくする」という明初における国家の法の原則であった。同時に、この原則に沿って、上中下三段階の戸等を設け、賦役冊をつかって官府に置きわりあてを行なうことを、明初の法は規定している<sup>④</sup>。10世紀以降に入った中国封建社会、乃至14世紀後半以来明王朝という形態の上部構造をもった中国封建社会における徭役労働制の右のような展開の中に、15世紀前半の蘇州府下における周忱、況鍾らの徭役労働政策を位置づけるとき、里甲制度を軸とし、里甲という単位を基礎とし、里長戸という階層及びその甲首戸層との関係を重視するというこの政策は、わりあての定期化、部分的な定量化という点とともに、一つの明確な特徴をもっている。上中下三段階の戸等は、周忱、況鍾らの時期にもはっきりと存在し、彼らは、済農倉米の貸与に際して、この戸等を利用しているが、正役はもちろん、雑役のわりあてについても、今まで述べてきたように、里甲制を準用し、直接的には戸等を用いていないのである<sup>⑤</sup>。しかしながら、もしこのような主張が可能であるにしても、それは何故にかかる特徴をもっていたのか、という難問がただちに派生する。この問いを解くことは、すでに本稿の限定を越えているので、こゝでは、さしあたり、次のような点を付記するにとどめたい。

筆者は拙稿3で、税糧徴収制度を中心とする周忱、況鍾らの政策が、国家による農民の労働力としての把握、官田を主体とする土地への農民労働力の定着、このような農民の労働の収奪を主観的に意図して行なわれたことを述べた。国家が農民家族を労働力として把握する農民支配方式の再編成として、この政策を評価したのである。(なお、彼らの政策が、同時に、かゝる支配方式をほりくずすような客観的意義——地主＝佃戸制を推進するという——をもっていたことにも言及した。)それではかゝる方式の農民支配は、明朝国家が、実際に、直接に個々の農民家族を

把握するという現象形態をもつことなのであろうか。そうではありえない。中国封建社会における専制国家の農民支配、従って国家が農民からする諸収奪は、農民が共同組織を通じて生産労働を行なう場である農村内部、在地の社会関係を媒介としてのみ可能であった。14世紀の後半に成立した明朝国家においても、このことは変らない。この段階での在地の社会関係を利用して編成した国家の支配—収奪機構こそ、いわゆる里甲制度であり、それと密接な関係をもつ糧長制度であった。15世紀前半の太湖周辺地帯では、在地の社会関係の支配層、徭役労働体系のなかで、里長戸、糧長戸に指定された階層が、国家権力の期待する安定した支配従属関係の枠を越え、「豪横糧里」「土豪大戸」として、この枠を破壊するような土地と労働力の所有、高利の債務関係によって「富」を蓄積していた。この「豪横糧里」らは、自分たちが請負った徭役労働遂行の過程で、国家が農民家族から収取する種々の生産物の中間搾取を行ない、農民の生産と生活の基礎をおびやかして、国家の農民支配を動揺させていた。従って、洪熙（1425）以来、国家の官僚は、さまざまな形で、「豪横糧里」「土豪大戸」に規制、弾圧を加えた。しかし、他面、農民支配のためには、このような「豪横」をも含む在地の支配層にこそ依拠せねばならない。国家は、自己の規制する範囲で支配従属関係をむしろ積極的に維持し、再生産しなければならなかった。国家は、当時、その意味で里甲制度を強化し、糧長にはとくに警戒と規制を行ないながらもその支配力に頼ろうとした<sup>⑤</sup>。

周忱、况鍾らの徭役労働政策を評価する場合にも改めて彼らが里甲制度を、里長・糧長層をどう把握していたかを検討しなければならない。

一方で「農夫・餉婦」と親しく相語らった周忱が、蘇州府下常熟県穿山の、田数千畝を有する大地主であり、「郷賦に長たる」（糧長の謂である）劉檄ら数人を書院に招き、「謁を通ぜず、榻上に臥して、ともに家人のごとく語っていた」という話は、彼が、徭役労働の中心的な担い手である在地の支配層との密接な交流をもち、これを把握しようとしていたことを示している。

况太守集、卷七～九の興革利弊奏、すなわち况鍾の上奏集には、知府たる彼にあてて蘇州府下の各県からの上申を通じて、あるいは直接に、里老、里老民人、民人、糧里人、糧里長、糧里、糧老、糧長、老人里長、耆民老人、糧里老人らの、すこぶる具体的な内容をもった発言が頻繁に引用されている。別にとりたてるほどのこともない地方政治の実態にしかすぎないが、当時、里長、老人、糧長らの在地支配層の手によって、里甲制が現実に生きて機能していたことをうかがわせるに足る。

もちろん、当時、里甲制を現実に機能させるためには、1里110戸でなく、1里甲（＝甲）11戸という、より小さい単位——甲はもともと里甲制に内在する基礎単位であるが——の活用が要請されていたことは、本稿でも述べてきたところである。このような小単位の再確認（ある場合には新設定）と活用は、拙稿3・第5章・IIで述べたように、抛荒遺棄田地における税糧徴収の回復のために、蘇・松・常地方で周忱が施行した綜核田糧制（「田甲制」）、又、この地方に隣接する応天府で実施した分催税糧制にもみられる特徴であることを注意しておきたい。

さらに、況鍾は、彼らの「服衆能力」を非常に重視する。たとえば、彼は、長洲等県の下等水郷の区分(区は糧長の管轄単位)で、<sup>も</sup>原ともと殷実大戸が無く、いずれも一般小民を糧長に編充しているので、衆を服する能わず、税糧を完納できないところでは、附近隣境の区内から殷実服衆大戸を選んで交替して糧長にあて、「人民を信服せしめて税糧を辦集すること」を期し、その許可を願ひでる措置をとっている。(況太守集・卷九・請禁妄動実封・及冒軍籍・冒船戸・僉充糧長不符定例諸奏、宣徳九年五月)又、宣徳七年四月初十日の、嚴革諸弊榜示(況太守集・卷十二)では、

図内の十年里長は公に従って取勤し……務めて図内より丁産相応人戸を推選して補充するを要す。如し図内委に相応人戸無ければ、即ち本都鄰近区内より公に従って推補するを許す。

と述べ、里長を丁産相応の人戸から選ぶことを強く命じている。この意味はまさに「服衆能力」の重視にある。だから、宣徳七年四月十六日の、査核戸役示(況太守集・卷十三)でも、「黄冊を撰造し、戸口田糧を推収する」にあたって、「每都図内の十年里長」には、「丁産相応・服衆人戸」を必ずえらぶことを特に指示している。

周忱、況鍾らのこのような政策こそ、本稿で述べたような、里甲制度を軸とする、徭役労働制の再編成と分ち難く結びついていたのである。従って、この方式の徭役労働政策を真に歴史的に規定するためには、このような政策にあらわれた里甲制のあり方をも手がかりとして、里甲制度の基盤をなす在地の社会関係の特質が、共同体規制との関連の下に、この時点で追求されなければならない。

#### 註

- ① 名古屋大学文学部研究論集XXXVIII, 1965年。なお、本稿では、この「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」を、拙稿3とするほか、次のように指定して旧稿二点を用いる。参照の労をとって下されば幸いである。拙稿1, 明初江南の官田について—蘇州松江二府におけるその具体像—上, 下, 東洋史研究19—3, 4, 1960, 61年。拙稿2, 十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革・上, 下, 東洋史研究21—4, 22—1, 1963年。
- ② 周忱、況鍾らの任命に至る経過、その在任期間、期間中における両者の密接な関係については、拙稿3の第1章、第5章のI, IIIを参照。
- ③ 15世紀の半ばごろからの雑役わりあての際の田土重視の傾向については、山根幸夫：十五・六世紀中国における賦役労働制の改革—均徭法を中心として—, 史学雑誌60—11, 1951年, を参照。なお、「正役の一部をも含む」というのは、山根の見解ではなく、筆者の付け加えたものであり、里甲正役としての上供物料・公費の出辦の徭役労働を意味する。「直接のわりあて対象として」というのは、これも筆者が、本稿Ⅲで引用するB資料に、弘治12年、1499年当時の「今例」として、雑役の一部を「官民田每畝出銀若干」という形で、すなわち、田土每畝あたりの役銀負担として徴収されている事例があることから、付け加えたものである。筆者は、この事例から、上記の上供物料・公費の一部が里甲銀として銀納化され田土每畝にわりあてられるようになったのも、15世紀後半中のことだと予想している。現に註②に示したように、蘇州府下呉江県では、上供物料わりあてに應ずるための備蓄をはかって設けられた義役倉に、成化6年(1470)当時、米とともに相当量の銀両が貯えられているのである。なお、本稿で



は、明代における徭役労働制一般及び雑役については、上記山根論文に、里甲正役の一部としての上供物料・公費出辦に関しては、山根幸夫：明代里長の職責に関する一考察，東方学3，1951年，及び岩見宏：明代地方財政の一考察——広東の均平銀について，研究3，1953年の諸論稿に，その基礎知識を負っている。

- ④ 拙稿1，上，註(13)
- ⑤ 拙稿1，上，註(13)。なお，16世紀においては，15世紀末以来，田土への役銀の直接賦課が開始されたことによって，改めて，鋭く，毎畝税役総収奪量の均等化の必要が要請されたのだと考えられる。この慣行のもつ意義を，われわれは，それぞれの時点での特殊性を考慮して評価しなければならない。
- ⑥ 拙稿1，上，本文二
- ⑦ 拙稿1，下，註(24)
- ⑧ 拙稿1，上，本文二
- ⑨ 拙稿1，上，註(12)，拙稿3，第2章を参照。なお，これらは，況太守集・巻7・請免借馬及派買物料奏をもとにしているが，明実録，宣徳7年6月戊子朔にも，この事実が況鍾の上奏として述べられている。
- ⑩ 本稿Ⅱ—2参照
- ⑪ 況太守集・巻九・再請夏税折布奏
- ⑫ 況太守集・巻八・丁少糧多請免遠運奏，宣徳6年3月8日
- ⑬ 同上。
- ⑭ 況太守集・巻八・請軍田仍照例民佃奏
- ⑮ 姑蘇志・巻十五・田賦・徭役。なお，本稿Ⅲ，を参照
- ⑯ 宣徳5年(1430)から正統7年(1442)まで13年間蘇州府に在任した知府況鍾は，徭役労働制について多くの改革を行なっている。況太守集巻七～九の興革利弊奏，巻十二，十三の条諭によってそれぞれの内容に立ち入るとあまりに煩雑になるので，彼と同時代人，翰林院致仕修撰で，府下呉県の人張洪の況鍾伝が宣徳5年から宣徳9年までの況鍾の政策について述べる中から関係項目を列挙しよう。(況太守集・巻四所収。なお，況太守集・巻一～三の「列伝」は，後代の編纂になる。この張洪の「伝」は，宣徳十年五月付の翰林院侍讀周述の解説の付された同時代資料である。)
1. 民之謹厚なる者を択び，館夫に輪充し，里胥，差免するを得ざらしむ。2. 請うて洪武三十五年〔以来〕の，經兵州県の駅馬若干疋を撥するを免ず。3. 平江伯の歳ごとに取れる民船五百艘を罷め，売船(意味は買船)の米十五万八千石を免ず。4. 転輸遠近之殊有るに因り……臨清糧六十万石を減運するを得。5. 〔宣徳〕七年正月，公(況鍾)再び至り……賦役の里中にて均しからざる者を禁ず。
  6. 奏して闔白三梭布七百疋を免じ，費銀数千両を免ず。7. 其の徭役を均しくし，民をして怨嗟せざらしむ。8. 公，凡百の差，人を遣わして各県の財物を需索せしむるを感んばかり，簿を置き，公直の耆老をして写記せしめ，朔望考閲す。人皆斂戢を畏れ憚り，民，寧止するを得。9. 民，官物を接運し，終歳官に在るを以て販負するを得ず。公，丁を驗して輪差し，歳三次を過ごさざらしめ，其の官に在る者を罷めしむ。民，始めて其の生理を遂ぐ。10. 網運簿を置き，以て運夫の侵盜を防ぎ，館夫簿を置き，以て礼に非ざる需索を防ぐ。
- このほか，張洪の伝に紹介されていないものだけを，先にふれた況太守集所収の，巻七～九，興革利弊奏及び巻十二，十三の条諭によって補足しておく。
- 11・捕倭船隻の木料購入費の徴収の免除。
- 12・銅鉄・金箔・顔料・油蠟・牲口の数多なる科派物料(＝上供物料)の削減。但しこれは，況太守集興革利弊奏の割註によれば，5年11月，6年2月と再度の上奏をともに拒否されている。明実録・宣徳七年六月戊子朔によれば，この時，「凡百の科徴は，或いは民糧(＝民田税糧)を以て，或いは戸口を

以て度と為さん」と請うて、許可されている。しかし、「之に従う」という実録の表現にもかかわらず、その完全履行は疑問である。

13・条論の、「定巡欄革弊示」は、蘇州府税課司と長洲、吳二県の税課局の下で、商税・門攤等項の課鈔を収辦し送納する巡欄の役が、都市の坊廂里甲に属する各戸の役として、正常に里甲単位の輪番制で担当されることを命じたものであり、次のように「坊廂里甲」の担当年次の例示が附されている。「宣徳八年巡欄、十二、十六年復应当。宣徳九年巡欄、十三、十七年復应当」。四年に一度の割合で各里甲にわりあてられている。原文では、「附近浙江杭州府司局巡欄、止是坊廂当年里甲輪流、五年一次应当、寔為均平」という事例を知り、「坊廂里甲」に、「年分を排定して輪流」させている。その例示が上のように4年に1回である。「五年一次」というのは、担当の年も含めて5年目に次の担当につくことをいうのかもしれない。

- ⑰ 清の乾隆年間に況太守集を、況鍾の時代から保存されてきた諸種の資料及び以後の多くの材料から編纂した時、はじめて、「列伝を為り以て其の首を弁ずる」ことが行なわれた（況太守集続集・巻十二末の、乾隆二十九年甲申歲夏五上澣日の日付のある、薰沐敬の跋による）。この列伝・中（況太守集巻二）では、況鍾の雑役わりあて方法を次のようにまとめている。

里民苦於差役不均，公編定冊籍，每十年輪転，凡坊廂里長，应当巡欄・收辦商稅等項，郷村里長，应当庫子・斗級・館・膳・防夫等役，小戸甲首，应当夫差，而役始無偏枯之弊

これによると、あたかも、十年の輪番制であったようである。しかし、現に、註⑩に述べたように、況鍾の条論自体、巡欄の役が、4年に1回の輪番であることを示しており、この列伝の断定には疑問がある。10年に1回という後世編纂の列伝の解釈は、本文に引用した原資料の「十年坊廂里長」、次に述べる原資料の「編定十年里役」というような表現に引きずられ、又後に施行された均徭法の知識を加味して作られたものであろう。原資料、すなわち本文にその一部を引いた宣徳10年の「経進優異政績頭看一宗」の前半には、赴任以来この時までの況鍾の行状が叙述されており、そこにその政策も簡略に盛り込まれている。ここでは、雑役わりあて方法について下引のように述べられていて、「編定十年里役」という表現もみられ、あるいは「列伝」の解釈の根拠はここにあるのかもしれない。しかし、この表現自体あいまいさを持ち、かつ後半の政績の実拠を列挙した部分が、当該記事を含めて全体としてより具体的な表現をとっていることから、私はこの後半に属する本文引用の記事を重視することにする。

七年二月再至……行各県，編定十年里役，大戸居城市者，輪当巡欄，居郷村者，輪应当庫子・館夫等役，甲首小戸，应当夫差，週而復始，賦役均平

- ⑱ 拙稿3，第2章を参照。

- ⑲ 拙稿3，第2章でも指摘したが、次の況鍾の上奏に注意。

節次奉到工部等部勘合，坐派銅鉄・金箔・顔料・油蠟・牲口等項数多，着将本府官田糧，照依別省布政司民糧，一体科派，委的租繁糧重，民貧艱難（況太守集・巻7・請減秋糧奏，宣徳5年7月26日）竊，浙江十一府六十八県，今部派本府採辦物料，与浙江同，愈見民難，臣已具情奏知，未賜明降，如蒙准言，乞勅大臣該部計議，一応科派，請照民田糧，免戸内重額糧派辦，民生庶稍甦矣（再請免拋荒糧及夏稅科派奏，宣徳6年2月）

- ⑳ 「買辦……繁多」は、況太守集・巻7・請減秋糧奏、「各項科差……」は、況太守集・巻9・再請夏稅折布奏にある。他は㉑の引用文中にある。

- ㉑ 註⑩の12. を参照。

- ㉒ 況太守集・巻5，遣糧採辦物料壘，宣徳9年7月初6日

- ㉓ 弘治常熟県志・巻之二・叙官室・倉庫所収の，義役倉にかんする，張洪の記。

- ㉔ 況太守集・巻九・請建立義役倉奏，宣徳9年5月13日，にこの間の事情はすこぶる具体的に叙述されている。

為民情事，拋常熟縣申，本縣近年以來，蒙上司坐辦軍需顏料等項，均派本縣五百三十里應辦，每被收解役戸・攬頭人等，加倍計価，及收料之時，又將時值貨物，刁難折半收受，有侵收費用不行解納者，又有解部止納一半，回縣控告被盜遭風失水，重復科徵者，有糧里在縣，為因差來官員人等，催併緊急，着令借辦納足，後於里甲處取討，以一科十者，及府縣該吏，倒批指詐財物者，以致軍需顏料，經年不完，差官坐併，又復行縣重派科辦，近体得，每年甲首一名，有使用米麥二三十石及五十石以上者，有甲首家道殷實，通同糧里作弊，全不辦納者，每里計算，使用米麥至四五百石，以此小民日加貧苦

- ㉔ 義役倉の設立が常熟縣，すなわち常熟知縣からの申請にもとづくことは，註㉔及び以下の本文に引用する「請建立義役倉奏」に明らかである。この時の知縣が郭南であったことは，本文下引の弘治常熟縣志・卷之二・叙官室・倉庫・義役倉にある。同じく本文下引の張洪の「記」には郭公世南とあるが，嘉靖常熟縣志，卷二・徭役志，同卷五・歴官志，同卷九義役志など，いずれも郭南としている。
- ㉕ この義役倉設置によって上供物料の徴収を整備するという政策は，正統7年（1442）彼が任に死するまでは少くとも有効に実施されていたと思われる。なお，嘉靖40年（1561）刊行の嘉靖吳江縣志・卷5・公署には，義役倉が成化6年（1470）に，なお米13080石，銀10206両を貯えていたことを記録している。
- ㉖ ちなみに，C以下を収録しておく。後出のBと対照されたい。
- C. 周文襄公巡撫，憫蘇民賦重，凡里長差役，每名俾出銀一兩輪當，人得停役二年。
- D. 國朝，侍郎周忱，念吳下稅重民艱，均其徭役，將鄉都排年里長，編成一應差役，每名出銀一兩，輪當一年，歇息二年，酌量輕重，多寡朋合，猶如輪轉，民咸便之。
- E. 天順間巡撫都御史崔恭，倣前巡撫侍郎周忱遺法，編定均徭，按周忱法，將鄉都通縣排年里長，編成定次，一應差役，每名〔原文は石〕出銀一兩，輪當一年，歇息二年，酌量輕重，多寡朋合，造冊在官，猶如車輪，而胥吏無那移之弊，百姓便之，後知府汪濬，編作上中下九則之法，胥吏得上下其手，至是，崔恭以長邑老人之請，照忱旧制均徭。
- F. 〔宣德〕十年，巡撫周忱復定均徭法，力差輕重不等，僉役不均，忱令通縣里甲排年，均編一應差役，每名出銀一兩，輪當一年，歇息二年，力役之困，稍甦。
- ㉗ 明代督撫年表
- ㉘ 正德姑蘇志・卷三・古今守令表・中。
- ㉙ 「其の撥して」以下「一歳の公用に應ぜしむ」までの原文はこうである。  
其撥不尽人戸，每丁出銀若干，官民田，每畝出銀若干，輕重如額納官，以應一歲公用。
- ㉚ 「見役並びに催糧の里正」の箇所は，催糧が見役の任務である以上，見役里長のことを引きのばした表現だと考える。
- ㉛ 「郷都通縣の」からこゝに至るまでの原文は，次のとおり。  
將鄉都通縣排年里長，編成一應差役，每名出銀一兩，輪當一年，歇息二年，酌量輕重，多寡朋合，造冊在官，猶如車輪而轉。
- ㉜ たとえば，次の註㉔のように，宣徳の頃，臨時に長洲，吳二縣にわりあてられた捕倭船隻の製造費用だけで3000余両する。これは，直接，2720両では少ないという根拠にはならないが，おゝよその見当をつける材料にはなるう。
- ㉝ 況太守集・卷7・備倭船及開濬河道奏，宣徳5年10月9日に，以下の記事がある。  
一件，為倭船事，拋長洲等縣願米等狀告，本府坐派直隸蘇州等衛所捕倭船隻木料，各衛累差百戸李諶等，帶領旗軍，到縣坐催，為因本處不係出產，用備買木植送納，故作不堪，刁蹬百端，不收本色，每名排年里長，勒要銀兩布絹，……今思，捕倭船隻，不過三四百料，且如長吳二縣，排年里長計該一万余名，每名要銀三錢，共該銀三千余兩，造船一隻，作何費用，却將船隻拖延，經年不造。
- ㉞ 三年に一回というのは，B資料によった。もちろん，十年に一回というのが，後の均徭里甲の事例から

みてももっともすっきりしているが、註⑩に記した、この当時の都市の巡邏の担当年次も四年に一回であり、農村部でも十年単位にこだわらぬ三年単位の輪番制が施かれたとしても、あり得ぬことではない。

- ⑨ 明史・卷159・列伝47・崔恭。なお、後の部分については、嘉靖32年(1553)序の、皇明名臣言行録新編・卷31、天啓2年(1622)序の、国朝京省分郡人物考・卷8、及び明史稿卷152・列伝47、所収の崔恭伝にも同趣旨の記事がある。

- ⑩ 山根幸夫：十五・六世紀中国における賦役労働制の改革、前掲。

- ⑪ 岩見宏：明代における雑役の賦課について—均徭法と九等法—、東洋史研究 24—3、1966年、従来行なわれてきた均徭法の性格規定に対して疑問を提出している。

- ⑫ 宮崎市定：宋代州県制度の由来とその特色・史林36—2、1953年。

- ⑬ 万曆大明会典・卷之第二十・戸部七・戸口二・賦役

洪武十七年令。各処賦役、必驗丁糧多寡、産業厚薄、以均其力、違者罪之。

洪武十八年令。有司第民戸上中下三等、為賦役冊、貯於庁事、凡偶徭役取驗、以革吏弊。

- ⑭ 済農倉については拙稿3・第5章・Ⅶ参照。成化20～12(1484～85)の江南巡撫であった彭韶(明代督撫年表)の撰になる「巡撫文襄周公碑」(万曆嘉定県志・卷四・宮建)は、周忱の伝記の中でもっとも古い部類に属し、信憑度の高いものである。これは、済農倉米の貸与について、次のように記録している。

其賑済農民、每歲挿蒔之際、于中下二等戸内、驗其種田多寡、每家給与二石或三石、一齊給之、秋成隨糧還官。

なお、小山正明：明代における税糧の科徴と戸則との関係・文化科学紀要7、1965年は、周忱が戸等(戸則)による税糧科徴を廃止したことを指摘しているが、戸等そのものの存続は小山によっても否定されていない。

- ⑮ 「15世紀前半……」以下は、拙稿3、第2章を参照。なお明初から15世紀にかけての、江南における里甲制度と糧長制度との関係はそれ自身大きなテーマであり、筆者もまだ成論を得ていない。しかし、國家の農民支配の最も基本的な単位、従って収奪の基本単位が里甲制度下の里乃至里甲にあったことはまちがいないであろう。たとえば後のものであるが、嘉靖40年(1561)刊の吳江県志・卷十・徭役・大明役制・冊役には、こう述べられている。

每十年一造黃冊、每里差其丁糧上戸十家、編為里長、次百家為甲首、輪年應役、里中催徴・勾攝・供庀之事、皆責焉。又……經催……書算……老人……糧長……扇書……漕長……県總書……雖非冊定、然皆与里長從事貢賦之間、故總名之曰冊役云。

又、況太守集・卷七・提取貪隱逃避官員奏、宣徳7年5月27日、には、貪官から強要されて、糧長が里ごとに銀両を搾取していく有様が述べられている。

糧長楊旭等科取本区十二里、每里花銀三兩三錢、共銀三十九兩六錢……是旭…將本区里長杜福壽共十二名、科銀三十九兩六錢。……

- ⑯ 嘉靖常熟県志・卷九・義俠志。なお、「農夫・餉婦」と相語らう云々は、明史・卷153・列伝・周忱、に根拠をもつ。

#### 附 記

本稿でも頻繁に引用した況太守集について、拙稿3の末尾に粗略な紹介をした。その際、筆者が用いている道光6年(1826)刊の京大本、同じく道光6年刊の内閣文庫本、又、版を異にするもう一つの内閣文庫本の三者について、内容的にはほとんど異同がないと述べた。ただ、若干の補足をする必要がある。二つの道光6年の刊本(16巻・首1巻計17巻)は、いずれも巻頭に同内容の四つの序と一つの記を載せているが、その排列順が異なっている。又、第三の刊本は、乾隆29年(1764)の刊本であり、巻首から第16巻までは、道他刊本に収められたまゝであり、従って況鍾の上奏、条論などの重要部分については、道光刊本をみれば足りる。しかしこの乾隆刊本には、「縉紳貽贈文翰」、「縉紳貽贈詩」を内容とする、続集全12巻が付されており、その最後に、乾隆29年5月付、董沐敬による跋が収められている。本稿Ⅱ—1では、この続集巻5からの引用を行なった。